○東北地方整備局告示第三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十二日　東北地方整備局長　小池　剛

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	大船渡市三陸町越喜来字所通一一八番一から同市三陸町越喜来字所通一三九番二まで（ただし関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月十二日

○東北地方整備局告示第三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十二日　東北地方整備局長　小池　剛

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
岩手県下閉伊郡山田町山田第一四地割一〇三番一から同町山田第三地割三一番一まで	前	六八・〇〇～一二〇・〇〇	〇・三三四
	後	六八・〇〇～一二〇・〇〇	〇・三三四

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○北陸地方整備局告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十二日　北陸地方整備局長　野田　徹

一　施行者の名称　新潟県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年北陸地方整備局告示第百十八号上越都市計画道路事業三・四・四十七号脇野田岡原線
三　事業施行期間　自平成十九年八月二十三日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
敦賀市赤崎四七号北今原六番一から同市赤崎四九号高竈一番一まで	前	一〇〇・八二～一二一・一六	〇・一一三
	後	一〇〇・八二～九九・六九	〇・一一三

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十二日　近畿地方整備局長　池内　幸司

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
敦賀市赤崎四七号北今原六番一から同市赤崎四九号高竈一番一まで	前	一〇〇・八二～一二一・一六	〇・一一三
	後	一〇〇・八二～九九・六九	〇・一一三

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十二日　近畿地方整備局長　池内　幸司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	敦賀市赤崎四七号北今原六番一から同市赤崎四九号高竈一番一まで	近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月十二日

○中国地方整備局告示第四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十二日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百九十一号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
下関市汐入町一二四〇番一から同市安岡駅前二丁目一四〇三番二まで	前 B	一四・五〇～四二・〇〇	六・三一五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 A	二一・〇〇～九二・〇〇	五・八五六	
	B	一四・五〇～四二・〇〇	六・三一五	
	A	二一・〇〇～九二・〇〇	五・八五六	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十二日　中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十一号	下関市武久町二丁目四三二番三から同市武久町一丁目六一八番一まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月十二日

○九州地方整備局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十二日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	日向市大字財光寺字尻無川一八二〇番一から同市大字財光寺字尻無川一八一七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月十二日